

流山市市民投票条例素案に係るパブリックコメント手続実施要領

1. 件名

流山市市民投票条例素案に係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、流山市市民投票条例を制定するに当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、条例制定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

本条例は、流山市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定により、市民自治の充実・強化のため、市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握し、その結果を尊重するための市民投票の実施及び請求に係る必要な事項を規定するものです。

4. 公表案

別紙のとおりです。

5. 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見の募集期間

平成29年6月21日(水)から平成29年7月24日(月)まで 必着

7. 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

企画政策課（市役所第1庁舎3階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター

(2) 公表場所

市ホームページ

8. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称（5.（2）から（4）までに該当する場合）、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9. その他

- (1) 意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はしません。
- (2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

10. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所総合政策部企画政策課

電話 04 (7150) 6064

FAX 04 (7150) 0111

電子メール kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp